

# 片耳難聴の方も対象になりました

## 江南市難聴高齢者補聴器購入費助成事業

### 1 難聴高齢者補聴器購入費助成事業とは

江南市に住所がある65歳以上の方で、法律に基づく補聴器の支給対象とならない難聴高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

補聴器購入費の1/2を助成（上限30,000円）

※ 購入のみ、修理は対象外です。



### 2 対象者

以下の全てに該当する方

- ◆江南市に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている65歳以上の方
- ◆以下の①又は②に該当し、身体障害者手帳の対象とならない方
  - ①両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満
  - ②片耳の聴力レベルが70デシベル以上で、  
他方の耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満
- ◆医師により、補聴器の装用を必要と認められた方
- ◆障害者総合支援法に規定する補装具の支給対象でない方
- ◆労働者災害補償保険法、その他の法令に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない方
- ◆市民税非課税世帯に属する方
- ◆過去に助成を受けた方は、決定から5年を経過し、補聴器が有用でないこと

### 3 申込方法

市で、要件の確認を行います。次の①から③の書類をご用意のうえ、購入前に地域ふくし課に申請してください。

- ①江南市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書
- ②江南市難聴高齢者補聴器購入費助成に係る意見書
- ③見積書

※ 補聴器の必要性について必ず購入前に医師に相談し、医師意見書をご用意ください。購入後に記載された医師意見書で申請された場合は、助成が認められませんので、ご注意ください。

※ 申請に必要な意見書の作成費用は、申請者負担となります。

問合せ先

江南市役所 地域ふくし課

ふくし相談グループ

0587-54-1111